

本日の報告案件

4月25日臨時会終了後の全員協議会においてご説明した庁舎健全度調査について、結果を報告すると共に、総合的な観点から庁舎の検討を行うために必要な危機管理体制の整備や行政サービスの提供方法の変革についてご説明する。

- 1 庁舎健全度調査の結果報告
- 2 結果を踏まえた暫定的な危機管理体制の整備について
- 3 行政サービスの提供方法の変革（郵便局での証明書等発行）

I 庁舎健全度調査の結果報告と今後の方向性について説明

調査日：令和5年5月9日（火）

調査目的：老朽化が進む庁舎において、庁舎の現状を把握するため調査する。

劣化の判定基準：東京都財務局（平成23年3月）『劣化状況等調査の手引き』を参考に
下表の3レベルで判定

表 劣化判定基準

不具合 (規模) レベル		程度の内容
A	劣化小	健全な状態又は特に修繕を必要としない不具合の規模
B	劣化中	対象部位の部分的な改修・更新、修繕が想定される不具合の規模
C	劣化大	対象部位の全体的な改修・更新、修繕が想定される不具合の規模

調査結果

【調査箇所】 36カ所

【判定結果】 A判定：2カ所 B判定：6カ所 C判定：28カ所

特に注意が必要な箇所（らせん階段部分）

36カ所の内、らせん階段周辺にはC判定の箇所が集中していることから、新庁舎整備までの間、この部分について緊急的な対応を講じる必要がある。

例えば…

○階段のガラスブロックの破損⑳

⇒地震時には他の箇所が破損しガラスが落ちてくる可能性があり危険

【症状】 ガラスブロック破損

○柱や梁の構造躯体のクラック（⑥⑱）

⇒今後雨水等が染み込み鉄筋が錆びることで、建物の耐力低下に繋がるため危険

【症状】 ⑥梁クラック、

⑱梁型クラック、床面モルタル浮き等



らせん階段の通行を禁止し、代替ルートを検討する必要があるか。
公民館から役場2階へ。東側階段使用など検討。

2 結果を踏まえた暫定的な危機管理体制の整備について

【背景】

本庁舎は建築後、64年が経過しており今回の調査結果からも老朽化がかなり進行していることがわかる。

耐震工事も未実施であり、構造上からも庁舎を取り巻く環境は一刻の猶予も許さない状況である。また、災害対応の核となる災害対策本部についても、現在の庁舎内では脆弱であり、早急な対策を講じる必要がある。新庁舎整備までの間の暫定的な措置として、災害対策機能の充実と大規模災害へ立ち向かうための危機管理体制の構築を早急に整備する必要がある。

尚、新庁舎整備時には、新たな災害対策本部の設置場所への移行が容易に行えるよう、最低限の予算で最大限の効果が発揮できる環境を構築する。

○大規模災害時に機能する災害対策本部の整備

- ・耐震済みの吉野町中央公民館5F閲覧室に災害対策本部機能を整備。
平常時は防災研修センターとして研修や学習会、啓発スペースとして運用することで住民の防災意識の醸成を図る。
- ・電話交換機・自家発電装置などの整備

○防災学習会・防災士研修の実施

- ・防災学習会、防災訓練をとおして防災意識の醸成を図る（自主防災組織、防災士、消防団、学校 通年実施）

庁舎老朽化に伴う危機管理体制について（災害対策本部・防災研修センター）案

（中央公民館 5F 閲覧室）



（旧吉野北小学校コンピュータ室）



(仮称) 防災研修センター整備スケジュールについて

(仮称) 防災研修センターの運用について

～平常時～

- ・ 研修センターとして各種研修、学習会の開催
(自主防災組織・消防団・学校・防災士等)
- ・ 防災啓発コーナーの設置
- ・ その他会議室としての使用

～災害警戒時～

- ・ 災害対策本部の設置

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防災研修センター (公民館5F)			←→		◎ 試験運用開始							
			旧小学校の備品を有効に活用し搬入									
付帯設備の更新												
自家発電 電話交換機			←→		更新設備の検討	↔	↔	→				
						補正予算(案)		設備等の更新工事				

3 行政サービスの提供方法の変革（郵便局での証明書等発行）

現在、コンビニに設置されているマイナンバーカードを利用した証明書自動交付サービス端末を、地域にある郵便局に設置することで、より住民の皆様に近い所での行政サービスの提供を可能とする。

サービス内容の拡充、手数料条例の改正等についても検討していく。

このようなデジタル技術を活用し、役場でなくても行政サービスが受けられる環境を実感していただく。

○郵便局での行政サービス提供に向けて

証明書交付サービス端末整備費補助金の申請

（内容）端末の設置に関する費用の補助

3台分8,814千円（備品購入費8,214千円＋工事請負費）

- ・令和4年12月に「吉野町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」が締結され、地域活性化及び住民生活の向上に向けて相互連携を図ることとした。
- ・より地域に密着した郵便局においてコンビニ交付と同様の証明書発行サービス機器を設置し、郵便局員のサポートの下、証明書発行サービスを提供。
- ・郵便局との協議を進める
- ・9月に補正予算（案）提出予定

行政サービスを提供する郵便局の位置及びその決定方法について

○町内におけるコンビニ及び郵便局の位置関係を勘案し、最も効果的に町民の利便性を向上させるため、新子郵便局・中竜門郵便局・吉野山郵便局において、証明書交付サービス端末を設置する（●部分）。



赤丸は令和5年度証明書交付サービス端末整備費補助金交付要件であるコンビニ交付実施場所から3km以上離れた郵便局等を示す円

※路程距離…実際の道路距離